

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月
② 昭和60年12月及び61年1月
③ 昭和61年6月から62年11月まで

会社を辞めた時の諸手続の必要性については、認識していたので、国民年金の切替手続は行っていた。保険料は、A農協で口座振替により納付していた記憶がある。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を口座振替で納付していたと述べているところ、申立期間①については、A農協B支店（昭和60年度）の出金記録によると、当該期間の保険料は、口座振替ではなく、昭和60年6月29日に預金を引き出し納付されているが（預金通帳の摘要欄にネンキンと記載）、オンライン記録によると、当時、同年7月31日が資格喪失日とされたため、62年2月に当該期間の保険料が還付されたことが確認できる。

しかし、申立人は、厚生年金保険に昭和60年8月1日に加入していることから、国民年金保険料が還付されている申立期間①については、国民年金の強制加入期間に相当し、保険料を還付する理由は見当たらないことから、国民年金保険料の納付済期間とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、平成22年6月に記録訂正が行われるまでは、未加入期間であり、当該期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③については、オンライン記録により、申立期間③後の昭和63年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料が同年6月8日にまとめて納付された記録が確認でき、同年7月から平成元年3月までの期間が申請免除とされていることから、口座振替で納付していたとの申立人の主張には、不合理な点が見受けられる。

さらに、A農協B支店の出金記録（昭和59年度から平成元年度まで）を確

認しても、申立期間②及び③において、申立人の国民年金保険料の納付が確認できる記載は認められない。

加えて、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、そのほかに関係人の証言も得られないことから、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月5日から33年2月28日まで
② 昭和33年2月28日から同年4月26日まで
③ 昭和33年4月26日から34年3月21日まで
④ 昭和35年4月4日から36年2月27日まで
⑤ 昭和36年2月27日から同年4月4日まで
⑥ 昭和54年2月1日から55年2月1日まで
⑦ 昭和56年5月1日から57年9月1日まで

A社を退職後結婚したが、脱退手当金を申請した記憶は無く、受給していないので、申立期間①、③及び④の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

また、昭和26年にB社へ入社し、母が体調を崩したため一度家に戻ったことはあるが、その後はずっと寮生活をしており、申立期間②について辞めた記憶は無い。A社に勤務中、親から盛んに縁談を勧められたが、結婚するのが嫌でずっと断り続けており、申立期間⑤についても継続して同社で勤務していた。C社（現在は、D社）における申立期間⑥及び⑦については、54年に友達に誘われて入社し、父が亡くなった58年まで勤務していた。

それぞれの会社で勤務した期間と厚生年金保険被保険者記録に違いがあるので、当該期間をすべて厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 本来、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の前の被保険者期間（5か月間）及び申立期間③と④の間にある被保険者期間（2か月間）については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。

しかしながら、申立人がこれら2回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、このうち申立期間③と④の間にある被保険者期間は申立期間である3回の被保険者期間と同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されて

いないことは事務処理上不自然である。

また、申立人は、当該期間の最終事業所であるA社における厚生年金保険被保険者期間だけでは脱退手当金の請求要件(24か月)を満たしておらず、それ以前の他社の被保険者期間を合わせることで受給要件を得ているが、申立人と同様に、他社の記録を合わせて受給要件を満たす同僚(16人)を含めた17人について脱退手当金の受給状況を調査したところ、このうち脱退手当金を受給している者は申立人を含めて二人と少ない上、被保険者資格の喪失日から6か月以内に支給決定されている者はいないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間②については、申立人は継続してB社に勤務していたと主張している。

しかしながら、当時の同僚及びB社の役員の妻は、「申立人は結婚して退社したが、その後また働きに来た。」と証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は、申立期間①の資格喪失日である昭和33年2月28日よりも前にEからFに変更されていることが確認でき、上記の証言と符合している。

また、B社は平成17年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料も無いことから、申立人の申立期間②における保険料控除等について確認することができない。

3 申立期間⑤については、申立人は継続してA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社の複数の同僚に聴取したところ、申立人の申立期間⑤における勤務実態についての供述は得られなかった。

また、A社は昭和54年12月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料も無いことから、申立人の申立期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

4 申立期間⑥及び⑦については、D社の回答により、申立人は、昭和54年9月28日から58年9月7日までC社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は、「委任契約の期間については厚生年金保険には加入させていない。」としているところ、同社の人事記録によると、昭和54年9月28日から55年1月31日までの期間及び56年5月1日から58年9月7日までの期間は委任契約であることが確認できる。

また、申立人は申立期間⑥の期間である昭和54年11月から55年1月まで国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②、⑤から⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、⑤から⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の21万2,000円とされているが、申立人は、申立期間について、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月31日
平成18年8月分賞与の申請額が実際より少なかったため、訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初21万2,000円と記録されていたところ、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月9日に32万円に訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当初記録されていた標準賞与額（21万2,000円）となっている。

しかしながら、A事務所が保管する賃金台帳により、申立人は、標準賞与額32万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できることから、申立期間の標準賞与額については、32万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正届）により、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして平成22年6月4日に当該訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（32万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認めら

れる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の7万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月31日
平成18年8月分賞与の申請額が実際より少なかったため、訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初7万8,000円と記録されていたところ、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月9日に16万4,000円に訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当初記録されていた標準賞与額（7万8,000円）となっている。

しかしながら、A事務所が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において16万4,000円の賞与が支給され、標準賞与額16万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、申立期間の標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A事務所が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額に基づく標準賞与額から、16万円とする

ことが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正届）により、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして平成 22 年 6 月 4 日に当該訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（16 万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の9万4,000円とされているが、申立人は、申立期間について、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月31日
平成18年8月分賞与の申請額が実際より少なかったため、訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初9万4,000円と記録されていたところ、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月9日に19万2,000円に訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当初記録されていた標準賞与額（9万4,000円）となっている。

しかしながら、A事務所が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において19万2,000円の賞与が支給され、標準賞与額19万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、申立期間の標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A事務所が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額に基づく標準賞与額から、19万円とする

ことが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正届）により、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして平成 22 年 6 月 4 日に当該訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（19 万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を139万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月29日

平成18年12月29日にA社から支払われた賞与の届出が漏れているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成18年12月分賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、139万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることが確認でき、事業主は、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を139万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月29日

平成18年12月29日にA社から支払われた賞与の届出が漏れているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成18年12月分賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、139万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることが確認でき、事業主は、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を139万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月29日

平成18年12月29日にA社から支払われた賞与の届出が漏れているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成18年12月分賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、139万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることが確認でき、事業主は、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を46万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月29日

平成18年12月29日にA社から支払われた賞与の届出が漏れているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成18年12月分賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、46万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることが確認でき、事業主は、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を46万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月29日

平成18年12月29日にA社から支払われた賞与の届出が漏れているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成18年12月分賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、46万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることが確認でき、事業主は、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を92万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月29日

平成18年12月29日にA社から支払われた賞与の届出が漏れているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成18年12月分賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、92万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることが確認でき、事業主は、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から48年6月まで

昭和47年ごろに、A社会保険事務所(当時)から国民年金保険料の納付書が送られてきた。夫婦二人で何十万円という金額で、一度ではとても払い切れないので、分割にしてもらい、3年かけて同社会保険事務所の職員の集金により毎月納付し、50年ごろに夫婦の過去の未納分をすべて払い終わった。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした記憶は無いが、昭和47年ごろに、A社会保険事務所から国民年金保険料の納付書が送られてきたと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、50年7月ごろに払い出されている上、申立人夫婦が所持する年金手帳は、49年11月に施行された「年金手帳の様式を定める省令」に基づく様式であり、申立人は、ほかに47年当時に使用されていた様式の国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしていることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫は、昭和46年4月から50年3月までの保険料を、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された同年7月以降に数回に分けて過年度納付及び特例納付しており、これにより60歳到達月の前月までの保険料納付可能期間が国民年金受給権の確保に必要な25年を満たしているのに対し、申立人は、加入時以降60歳到達月の前月までの保険料納付可能期間が25年を満たしていたため、特例納付を利用することなく、過年度保険料でさかのぼって納付することが可能であった申立期間直後の48年7月から49年3月までの保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が分割で納付したと主張する時期(昭和47年から50年ごろまで)は、第1回特例納付及び第2回特例納付の実施期間も含まれているが、特例納付実施期間はいずれも2年間であるため、3年かけて過去の保険料を納

付することはできない上、申立人が主張する納付金額は、第1回特例納付又は第2回特例納付の実施期間にさかのぼって納付した場合に必要な保険料額と大きく乖離^{かいり}しているなど、申立内容が不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和35年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月から46年3月まで

昭和47年ごろに、A社会保険事務所(当時)から国民年金保険料の納付書が送られてきた。夫婦二人で何十万円という金額で、一度ではとても払い切れないので、分割にしてもらい、3年かけて同社会保険事務所の職員の集金により毎月納付し、50年ごろに夫婦の過去の未納分をすべて払い終わった。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、国民年金の加入手続をした記憶は無いが、昭和47年ごろに、A社会保険事務所から国民年金保険料の納付書が送られてきたと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、50年7月ごろに払い出されている上、申立人夫婦が所持する年金手帳は、49年11月に施行された「年金手帳の様式を定める省令」に基づく様式であり、申立人の妻は、ほかに47年当時に使用されていた様式の国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしていることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和46年4月から50年3月までの保険料を、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された同年7月以降に数回に分けて過年度納付及び特例納付しており、これにより60歳到達月の前月までの保険料納付可能期間が国民年金受給権の確保に必要な25年を満たしていることから、国民年金の受給資格を得るのに必要な時期までさかのぼって国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の妻が分割で納付したと主張する時期(昭和47年から50年ごろまで)は、第1回特例納付及び第2回特例納付の実施期間も含まれているが、特例納付実施期間はいずれも2年間であるため、3年かけて過去の保険料を納付することはできない上、その妻が主張する納付金額は、第1回特例納付又は第2回特例納付の実施期間にさかのぼって納付した場合に必要なとなる

保険料額と大きく乖離^{かいり}しているなど、申立内容が不自然である。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 2 日から 44 年 7 月 1 日まで

昭和 42 年 7 月 1 日に A 社に入社以来、毎月厚生年金保険料が給料から控除されていた。同年 10 月 2 日から 44 年 7 月 1 日までの間、厚生年金保険の被保険者期間となっていないことを知り驚いている。私は、当時残業代を含めて給料を 12 万円から 15 万円もらっており、親孝行するために 3 年間で 100 万円を貯めて親の新築資金の一部を援助した。厚生年金保険料は、毎月控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録では、申立人は、A 社において、昭和 42 年 7 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 10 月 2 日に資格を喪失し、44 年 7 月 1 日に同社において再度、資格を取得しており、42 年 10 月 2 日から 44 年 7 月 1 日までの被保険者記録が無い。

また、A 社の事業主は、「申立人は、3 か月で退社し、その後再入社しており、退社してから再入社するまでの申立期間において、給料の支給及び厚生年金保険料控除はしていなかった。」と回答している。

さらに、A 社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人は、昭和 42 年 10 月 2 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、44 年 7 月 1 日に同社で再び被保険者資格を取得しており、オンライン記録と一致している。

加えて、上記の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人が健康保険者証を返納した旨の記載がある。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 1 日から 29 年 3 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 29 年 3 月 1 日から 31 年 7 月 22 日まで
(B社)

昭和 28 年 3 月当時、C 県の D 町に住んでおり、E 隊として昼間は A 社の F 建設工事に 1 年間従事した。その後、同隊から B 社にあっせんされ、29 年 3 月から 2 年余り発電所建設のために働いたので、両期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の記憶及び当時の E 隊指導員の供述から、同隊二期生として研修のため A 社の F 建設工事に従事したことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「E 隊及び申立人に係る資料は無いが、当時は社会保険については正社員のみ加入させていたので、申立人は当社での厚生年金保険には加入していなかったと推察される。」と回答しているほか、当時の複数の E 隊指導員は、「F 建設工事においては、1 年間は研修期間であり、A 社から受け取った給料を担当指導員から本人に手渡しており、給料日に売店の飲食代金等は控除したが、社会保険料の控除は無かった。」と供述している。

また、当時の複数の E 隊の指導員は、「研修期間中は学ぶことが主目的であり、建設に役立つような労働力の提供は少なく、給料も少なかった。」と供述しているほか、A 社 G 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

2 申立期間②について、申立人の記憶及び当時の E 隊指導員の供述から、同隊の二期生として B 社の H 建設工事に従事したことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「H 建設工事に E 隊員をあっせんにより受け入れた資料及び申立人に係る資料は無く、申立人の当社での勤務実態及び厚生年金保険被保険者であったことの確認はできない。」と回答している。

また、当時の複数のE隊の指導員は、「1年間の研修を受けた隊員の技術力は乏しく、あっせんされてすぐに元請会社の正社員になり、社会保険に加入するような取扱いを受けたとは考えられない。また、正社員となるまでには長期間を要したと思う。」と供述している。

さらに、B社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年11月1日まで
② 昭和23年7月31日から同年8月1日まで

A社に昭和22年4月1日から勤務しB課で仕事をしたが、厚生年金保険の加入日が同年11月1日となっている。また、23年7月31日には在籍していたにもかかわらず資格喪失日が同日になっている。当時の事情が分かる自分史「C(タイトル)」を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間において、A社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は昭和22年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和22年11月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚3人に照会したところ、これらの者からは、適用事業所となる以前から保険料が控除されていたとすると供述は得られなかった。

2 申立期間②について、申立人から提出された自分史により、申立人が当該期間においてA社に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、上記の被保険者名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていた期間に被保険者資格を取得した者(136人)の中で、1日が資格喪失日となっている者は無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の資格喪失日はオンライン記録と一致している。

また、A社は、昭和25年11月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び上司は死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。